

屋久島町所有の船舶の売却に係る一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

旅客船兼自動車渡船「汽船フェリー太陽」（以下「本船」という。）の売却

2 本船の所在地

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1 2 0 8 番地 1 1

3 本船の概要

船質	鋼	深さ(型)	3.80m
船種船名	汽船 フェリー太陽	旅客定員	150名
総トン数	499GT	車両搭載台数	車5台 トラック2台
進水	平成9年3月	検査期日 令和8年2月15日 但し、令和3年5月16日までに、舵取り外し、満載喫水線、各タンク内検、圧力テスト、板厚計測、錨、錨鎖、主機、補機等の継続検査項目の解放検査、船底弁、船外弁、プロペラ取り外し、プロペラ軸の抜き出し検査を受検すること。	
航行区域	沿海区域		
速力	15.0		
出力	ディーゼル 1,800PS×2基		
長さ(全長)	53.02m		
幅(型)	10.50m		

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、屋久島町長から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当しない者であること。
- (4) 税金等を滞納していない者であること。

5 売却の条件

- (1) 令和3年3月24日(水)までに、売却代金を完納後、本船を令和3年3月25日(木)に現況有志で宮之浦港火ノ上山埠頭(鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2445番地65)において引渡しを受け、同日に搬出すること。また、引渡し後は速やか

に所有権の移転登記を行うこと。

- (2) 本船の所有権に係る移転登記は、屋久島町（以下「売主」という。）から落札者（以下「買主」という。）へ行うものとする。
- (3) 本船の搬出等に係る経費は、全て買主が負担すること。

6 入札参加資格申請書

入札参加を希望される方は、「屋久島町所有の船舶の売却に係る一般競争入札参加資格申請書」（第1号様式）に必要事項を記入、押印のうえ添付書類を添えてお申し込み下さい。

(1) 受付期間

令和3年1月20日（水）から令和3年2月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 受付場所

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
屋久島町政策推進課

(3) 添付書類

- ア 商業登記簿謄本（発効日から3ヶ月以内のもの）
- イ 会社の経歴書（営業の沿革）
- ウ 法務局発行の印鑑証明書（発効日から3ヶ月以内のもの）
- エ 納税証明書
 - (ア) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 屋久島町の町税（屋久島町に事務所等がない場合は、本社所在地の市区町村税）について未納がないことの証明書

(4) その他

- ア 各提出書類は、令和3年1月1日（「基準日」とする。）現在で作成して下さい。
- イ 提出書類は、A4のファイルに綴じて、表紙及び背表紙に申請者の商号（名称）を記入すること。
- ウ 提出書類は、直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は令和3年2月15日（月）必着すること。
- エ 審査に必要な全ての書類が提出された時点で申請を受け付ける。提出期限までに全ての書類が提出されない場合は、申請は無効とする。

7 売却物件の確認、質疑

- (1) 本船は、令和3年3月24日（水）に運航終了した後に宮之浦港火ノ上山埠頭に係留を行う。
- (2) 本船は、現況有志で引渡しを行う。入札参加を希望される方は、入札日の前日までに本船（水面下部を含む。）の現状確認、法令等に基づく規制及び諸条件の調査を行

うこと。またこれに係る経費は、入札参加希望者の負担とする。

- (3) 本実施要領等に対して質問があり回答を求める場合は、令和3年2月5日(金)午後5時までに質問内容を記載した質問書を屋久島町政策推進課宛てに FAX 又は電子メールにて提出すること。

なお、到着確認のため送付後は、担当者まで電話にて連絡してすること。(質問書は別添のとおり)

- (4) 入札受付時に「物件確認書」(第2号様式)を提出すること。

8 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年2月22日(金)午後2時00分から
- (2) 場 所 屋久島町役場 議会棟 委員会室1
- (3) 入札方法 持参若しくは郵送
- (4) 受 付 入札開始予定の10分前まで受け付けを行うこと。入札書等を郵送する場合、令和3年2月19日(金)必着とする。又、郵送の場合、必ず郵送日・到着予定日について、事前に電話・FAX・電子メールのいずれかの手段で連絡すること。

9 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加する方は、入札に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を令和3年2月15日(月)までに納付すること。

なお、納付する場合は、必ず担当者まで電話にて納付方法の確認を行うこと。

- (2) 入札保証金は、入札終了後、入札保証金還付請求書(第6号様式)の提出を受けた後に速やかに還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

10 入札方法等

- (1) 受付

代理人により入札する場合は、受付の際に「委任状」(第3号様式)を提出すること。

なお、委任状の委任者の欄には必ず入札参加資格審査申請書に添付した印鑑証明書の印鑑を押印すること。

- (2) 入札方法

ア 「入札書」(第4号様式)に入札金額、日付、入札者の住所・氏名を記入のうえ押印すること

※入札書に押印する印鑑は、入札参加者が代表者の場合は入札参加資格審査申請書に添付した印鑑証明書の印鑑、代理人の場合は、委任状の受任者の印となるので注意すること。

イ 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を算用数字で記入すること。

ウ 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

エ 入札締切り後、直ちに開札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、最高の価格で入札した入札者を落札者とする。

イ 落札者となる同価格の入札者が2名以上あった場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじによって落札者を決定する。なお、くじを辞退することはできない

ウ 入札を行っても予定価格に達しない場合は、入札不調とする。

エ 入札不調後に入札執行で最も高い入札額で入札を行った者と見積合わせを行う場合がある。

1 1 入札の際に持参若しくは郵送するもの

(1) 物件確認書 (第2号様式)

(2) 委任状 (第3号様式)

ア 代表者が入札に参加する場合は、委任状の提出は不要となる。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。その場合、委任状の委任者の欄には必ず提出頂いた印鑑証明の印鑑を押印すること。また代理人の欄については、印影が変形しない印鑑 (シャチハタ不可) を押印すること。

(3) 入札書 (第4号様式)

(4) 筆記用具

1 2 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効となる。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読し難い入札書による入札

エ 入札金額が加除、訂正されている入札書による入札

オ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

カ 2以上の入札書 (他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。) による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとする時は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 同価入札をした者は、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじによって落札者を決定する。なお、くじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

1.3 契約の締結

- (1) 落札者は、令和3年3月2日（火）までに仮契約を締結することとする。
※契約締結期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となるので注意すること。
- (2) 仮契約締結後、屋久島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付し、議会の議決を得られた時は、仮契約が本契約に移行する。なお、議会の議決を得られなかった時は、仮契約を解除するものとする。この場合において、発注者は落札者に対して一切の責任を負わないものとし、契約保証金を速やかに還付することとする。
- (3) 契約保証金は、議会の議決を得て本契約に移行した時は、落札者は速やかに契約保証金の納入すること。その場合において契約保証金の金額は、契約金額の100分の10以上の額となり、契約保証金は売買代金に充当することとする。

1.4 売買代金の支払方法

- (1) 支払方法は、売買契約が本契約に移行し、契約保証金の納入があった後、残金を令和3年3月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に納付すること。
- (2) 売買代金を令和3年3月24日（水）までに納入しない場合、契約は解除となり、契約保証金は屋久島町に帰属することとなりますので注意すること。
- (3) 売買代金の分割納入はできないものとする。

1.5 所有権の移転及び引渡し

- (1) 令和3年3月24日（水）までに売買代金を完納後、令和3年3月25日（木）に本船の引渡しを屋久島町宮之浦港火ノ上山埠頭で受け、同日に搬出することとするが、引渡しの際、売主は登記等に必要な書類を買主に渡し、買主は売主が指定する海事代理士を同席させて関係書類を確認することとする。引渡し後、買主は速やかに売主から買主への所有権に係る移転登記を行うものとする。なお、本船の所有権移転登記等一切の手続きは売主指定の海事代理士が行うものとし手続等に係る経費については、買主の負担とする。
- (2) 本船は、引渡し前日まで運航を行う関係上、本船の引渡し日においては、引渡し完了後も売主による備品等の積み降ろし作業が行われる場合がある。予めご了解のうえ、契約を行うこととする。
- (3) 本船の引渡しの日までに発生する係船料は、売主の負担とする。

- (4) 本船は、現況有志で引渡すものとし、補修及び入渠等に係る経費については全て買主の負担とする。なお、令和2年11月に定期検査の受験を行っているが、主機関及び補機間の解放検査等の受験の延期を行っているで、落札者は令和3年5月16日までに検査を受検すること。なお、検査費用については落札者が負担するものとする。詳しくは船舶検査手帳の検査の記録の指定事項（令和2年11月17日 九州運輸局鹿児島運輸支局）を参照すること。
- (5) 買主は、契約締結後に、本船に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできないものとする。
- (6) 本船の引渡し時における残存燃料油及び飲料水等については、売買代金に含めるものとする。
- (7) 本船の引渡しは、宮之浦港火ノ上山埠頭において行うものとする。
- (8) 本船の引渡し後、売主は買主側船員同乗のもと、2時間程度の習熟訓練を実施することとする。売主側船員の本船への同乗及び協力は、同訓練を持って終了する。
- (9) 売買契約締結から本船の引渡しまでに、本船が売主の責めに帰することができない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、売買代金を買主に返還することとする。
- (10) 本船引渡し後における一切の事故、損害等については、全て買主の負担とする。
- (11) 買主が本船を使用せず輸出等を行う場合は、輸出先がわかる書類を提出すること。
- (12) 契約書に定めのない疑義が生じた場合は、契約当事者間で協議するものとする。
- (13) 引渡し後の係留費用及びその付帯費用は買主負担とする。

1 6 問い合わせ先

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町政策推進課（担当：清岡、松田）

TEL:0997-43-5900 FAX:0997-43-5905

電子メール:senpaku@town.yakushima.kagoshima.jp